

1.1. 検体の保管と破棄

下記の原則に従って検体を保管または廃棄を実施します。

- 特段の取り決めが無い限り、検査結果報告後、検体（残存している場合）は室温で 3 日間、精製した核酸は-80℃で 3 日間保管します。
- 保管期間経過後、適正な方法にて廃棄します。
- 保管期間中に検査を委託した医療機関より残検体の返還を求められた場合は速やかに返還します。
- 保管期間中に検査を委託した医療機関以外への残検体の提供に応じることはできません。
- 陰性（－）反応以外の検体につきましては、品質保証の観点から一部保管します。